

相続分の譲渡について

令和6年3月29日

弁護士 鈴木 洋 平

【1】相続分の譲渡とは

- ・定義・・・遺産全体に対する共同相続人の包括的持分又は法律上の地位を譲渡すること（譲渡人の割合的な持分を移転すること）。条文は民法905条のみ¹。
- ・要件・・・譲渡人と譲受人との合意（対価を伴うと売買、伴わないと贈与）
- ・効果・・・積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲受人に移転する。譲受人は譲り受けた相続分を有する者として遺産分割に加わり、分割が実行されれば相続開始の時に遡って被相続人から直接的な権利移転が生じる（最判H13.7.10）。但し第三者には対抗できない。

【2】具体的な使い方

※譲受人は、相続人でも、相続人以外でも可能。以下の動機が考えられる。

- ・面倒な手続に巻き込まれたくない。
（ただし、相続放棄の方が目的には適う⇔熟慮期間が経過したときには有用）
- ・少なくとも良いので直ぐにでも現金が欲しい（主に高齢者や貧困者に多い）。
- ・被相続人には遺言がなかったが、被相続人の意思を実現したい。
- ・被相続人の面倒を見てくれた人などの人へ譲渡して報いたい。
- ・相続人が多数いて、争っている相続人とだけで、裁判所に持ち込みたい（生命保険や新法の仮払いと組み合わせると効果的）。
- ・海外在住の相続人との間でだけ、話を取り纏めたい。

【3】具体的な手続

- ・調停や審判の手続の前（京都家裁の書式「相続分譲渡証書」＋印鑑証明書）
- ・調停や審判の手続の後（同書式「相続分譲渡届出書」も一緒に提出）

※他の相続人への通知が必要か争いがあるが不要説が多数（民法905条）。

¹ 第905条1項 共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価格及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。
2項 前項の権利は、一箇月以内に行使しなければならない。

【4】ディメリット

- (1) 負債の問題＝債権者には対抗できず譲渡人と譲受人との連帯債務となる
- (2) 特別受益・・・相続分の譲渡自体が特別受益になる(最判H30.10.19)。
- (3) 譲渡するのは、法定相続分でなく特別受益と寄与分考慮後の具体的相続分
- (4) トラブルが生じる問題(弁護士法73条違反の問題も含む)
- (5) 法務局は問題ないが、預貯金等の譲渡禁止特約のある遺産は金融機関によっては応じて貰えないことがありうる(相続人以外への譲渡の場合)。

【5】税務(※不動産が含まれるとき不動産取得税・登録免許税に注意)。

- (1) 相続人への譲渡(※不動産取得税や贈与税は不要、登録免許税は0.4%)
 - ・無償の場合：譲受人に相続税が賦課(譲渡人は納税不要。贈与にもならない)
 - ・有償の場合：譲渡人に譲渡対価に対する相続税、譲受人に譲渡対象財産の相続税評価額から譲渡対価を控除した額に対する相続税(代償分割の場合と同じ)
- (2) 相続人以外への譲渡(※譲受人に不動産取得税、登録免許税は0.4か2%²)
 - ⇒いったん、譲渡人に、譲渡対象財産の相続税評価額で相続税が賦課
 - ・無償の場合：譲受人に、譲渡対象財産の相続税評価額で贈与税
 - ・有償の場合：(譲渡所得があるとき)譲渡人に所得税と住民税
 - (著しく低い価格で譲渡を受けたときは)譲受人にその価格差に対する贈与税
 - ※譲受人が遺産取得後に販売するときの短期譲渡扱いに注意。

- (3) 相続人と相続分譲渡を受けた相続人以外の者で遺産分割
 - ・相続税は相続分譲渡の前に清算済み、その後遺産分割で所得税等は発生しない。

【6】登記(※相続人以外への譲渡の場合、譲渡人と譲受人で共同申請)

- (1) 譲渡人・・・法定相続の登記＋持分譲渡の登記
- ※法定相続の登記を申請しない相続人には登記識別情報が発行されない。
- ※相続分譲渡証書を取得する一緒に登記申請委任状も取得する。

(印鑑証明書の有効期限3か月 ⇔ 納税との関係で譲渡の時期を注意)

- (2) 譲受人・・・持分譲渡の登記(「相続分の贈与」「相続分の売買」「遺産分割」)

【7】業法の問題

- ・相続分の譲渡を仲介する又は買い取ることを業とすると弁護士法72、73条違反³
- ・相続分譲渡証書の作成費用という形をとると行政書士法違反

² 登記原因が、相続又は遺産分割のときは0.4%、相続分の売買又は贈与のときは2% (諸説あり)

³ 弁護士法73条「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない。」